

上富良野町告示第 27 号

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により、令和 3 年度及び令和 4 年度において、上富良野町が発注する工事又は製造の請負、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和 6 年 11 月 25 日

上富良野町長 齊 藤 繁

第 1 資 格

1 基本的資格要件

上富良野町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

(ア) 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(i) 令和 7 年 1 月 1 日現在において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建設業の許可を受けており、かつ、許可を受けて 2 年以上その事業を営んでいること。

(ii) 令和 7 年 1 月 1 日の直前 2 年度分（24 月に満たない場合は、直前 3 年度分）の決算において完成工事高を有していること。

(iii) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日の直前 2 年度分（24 月に満たない場合は、直前 3 年度分）の決算により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査を受けていること。

(イ) 工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、同表に掲げる等級に格付けするものとする。

(i) 客観的審査事項

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準（昭和 63 年建設省告示第 1316 号）に定める項目。

(ii) 主観的審査事項

a 工事施行成績

(等級区分に応ずる工事予定価格)

工種 等級	土木工事	建築工事	管工事	電気工事	その他工 事
A	5,000 万円以上		2,000 万円以上		
B	5,000 万円未満 2,000 万円以上		2,000 万円未満		
C	2,000 万円未満				

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- (イ) 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- (ウ) 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。
- (3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約
土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
 - (ア) 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
 - (イ) 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。
- (4) 測量に係る契約
測量に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
 - (ア) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量業者の登録を受けていること。
 - (イ) 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
 - (ウ) 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。
- (5) 物品の購入及びその他に係る契約
物品の購入及びその他に係る契約についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
 - (ア) 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
 - (イ) 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。

3 資格の有効期間

(1) 工事・設計等

資格の有効期間は、令和 7 年度及び令和 8 年度とする。

(2) 物品・役務

資格の有効期間は、令和 7 年度とする。

第 2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除される者となったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成 18 年上富良野町条例第 19 号。）第 6 条の規定に基づき、町長が当該資格の取消しの決定をしたとき。
- (5) その他第 1 の 2 に定める要件を欠くに至ったとき。

第 3 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期

- (1) 令和 6 年 12 月 10 日（火）から令和 7 年 1 月 31 日（金）までとする。
- (2) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

2 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類を物品・役務については提出、工事・設計等については北海道市町村入札参加資格共同審査システムにより電子申請を行わなければならない。

(1) 申請に必要な提出書類

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 総合評定通知書(経営事項審査結果通知書)の写し・・・建設工事を希望する場合のみ
- (ウ) 工事（事業）経歴書
- (エ) 工事経歴集計表・・・(建設工事のみ)
- (オ) 代表者身分証明書・・・(個人のみ)
- (カ) 履歴事項全部証明書・・・(法人のみ)

